

佐藤 茂 様

横浜市泉区選挙管理委員会
委員長 小 菅 賢 三



第 50 回衆議院議員総選挙にかかる期日前投票所投票立会人の選任について（通知）

平素から、選挙事務につきまして格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 10 月 27 日に執行される第 50 回衆議院議員総選挙において、あなたが 横
浜市泉区役所 における期日前投票所の投票立会人に選任されました。

つきましては、職務を行う日の午前 8 時 15 分【厳守】までに、印鑑（朱肉使用のもの）をお
持ちのうえ、職務を行う場所にお集まりくださるようお願いいたします。

1 職務を行う日

令和 6 年 10 月 20 日（日）

2 職務を行う場所

横浜市泉区期日前投票所

泉区総合庁舎 1 階 区民ホール

※ 夜間・休日受付窓口（区役所東側・消防署司令室隣）からお入りください。
地下駐車場からは、正面入口側エレベーターで 1 階に上がってください。
（地下駐車場、正面入口側エレベーターは午前 8 時から利用できます。）

3 報酬

11,000 円/日

4 同封書類

(1) 承諾書

(2) 口座振込依頼書

(3) 期日前投票所投票立会人の心構え・主な仕事

投票立会人は、投票が行われる際に、投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が
公正に行われるように監視することがその役目です。

※事務打合せ会は開催しませんので、「期日前投票所投票立会人の心構え・主な仕事」を
事前に必ず御一読くださいますよう、お願いいたします。

5 その他

- (1) 当日は午前8時15分までにお集まりいただき、午後8時00分投票終了後、投票箱の閉鎖までお立会ください。
- (2) 「承諾書」及び「口座振込依頼書」につきましては、職務を行う日にお持ちください。
投票立会人報酬につきましては、口座振込によりお支払いいたします。

横浜市泉区選挙管理委員会事務室

担当 益田・吉澤

電話 800-2315・2316

口座振込依頼書

令和6年 月 日

泉 区 長

令和6年10月27日執行第50回衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票立会人報酬については、次の口座に振込みをお願いします。

住 所		
フリガナ		押印欄 <small>朱肉使用の印で押印 してください。)</small>
氏名 (口座名義人)		
金融機関等の 名称	銀 行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店 支所
預金の種類	普通・当座・貯蓄	
口座番号	※ ゆうちょ銀行の場合は店番も記入してください。	

承 諾 書

令和6年10月27日執行第50回衆議院議員総選挙における横浜市泉区役所で
の期日前投票所の投票立会人になることを承諾します。

また、職務を行う日の指定時刻までに、期日前投票所(横浜市泉区役所1階区
民ホール)に参集します。

令和6年 月 日

横浜市泉区選挙管理委員会

委員長 小 菅 賢 三 様

住 所 _____

氏 名 _____

期日前投票所投票立会人の心構え

- 1 定刻までに必ず選任通知書、印鑑を持って指定された期日前投票所にお集まりください。
- 2 用便、電話、その他真にやむを得ない理由がある場合の外は、期日前投票所を出ないでください。また、やむを得ず席を立つ場合は、投票管理者等に声をかけてください。
- 3 投票立会人は、ひとたび承諾して立会人になった以上は、その公益代表としての職責上、病気その他やむを得ない事故等、正当な理由がなければ辞職することはいかないことになっております。
- 4 職務上知り得た事柄、特に選挙人の生年月日・続柄等プライバシーに関することは、絶対にもらしたり、話題にしたりすることのないよう注意してください。

期日前投票所投票立会人の主な仕事

投票立会人は、投票が行われる際に、投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるように監視することがその役目です。その担任する事務の主なもの次のとおりです。

- 1 投票手続全般について立ち会うこと。(法 48 の 2 により読み替える法 38)
立会人は、選挙人の自由な意思表示を容易にするという見地等から、投票管理者から意見を求められた場合に限らず、投票管理者に協力し、また、積極的に投票事務に立ち会ってください。
 - ・ 選挙人が投票する前に、投票箱に何も入っていないことの確認をするときに必ず立ち会ってください(初日のみ、2日目以降は投票箱を交換する場合のみ)。
 - ・ 2日目以降は投票箱の上ぶたの開錠に立ち会ってください(投票箱本体の鍵は開錠しません)。
 - ・ 投票に来た選挙人を選挙人名簿と照合するとき、また、投票用紙を選挙人に交付するときに立ち会ってください。(令 35)
- 2 次の場合に意見を述べること。
 - (1) 投票を拒否するかどうかについての意見を求められたとき。(法 50 II)
 - (2) 代理投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。(この場合、投票管理者が拒否の決定を下したときは、それに対して異議を申し立てることはできません。)(令 41 I)
 - (3) 代理投票を補助する者の選任について意見を求められたとき。(法 48 II)
- 3 投票を拒否された選挙人又は投票を拒否されない選挙人について、異議があるとき、意見を述べること。(法 50 V)
- 4 代理投票を認められた選挙人について異議があるとき、意見を述べること。(令 41 III)
- 5 投票箱の閉鎖に立ち会うこと。
- 6 投票録に署名すること。(法 54)